

<3.(著作隣接権)関連>

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について[3. 著作隣接権]」

御氏名及び御所属
■■■■■

御住所及びお電話番号
■■■■■

御意見 (記載要領参照)
市民がどのような地域に住んでいてもあらゆる地域で制作された著作物を楽しむ権利を保障するため、放送の区域外再送信を自由化すること。

これにより世界中で日本の放送が楽しめるようにする。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について 項目③

文化庁長官官房著作権課法規御中

遡流防止措置適用期間に関する意見

確かに著作権を尊重することは私達の文化を守るためには重要であるということは承知しています。ですが、この度の法案に関して言えば、あまりにも著作権を保持する側の権利を尊重しすぎていると思われます。
消費者側つまり著作を受け取る側の知る権利に対する配慮が欠けているように思われてなりません。
CD等の著作をとおして文化を知り、新しい文化を育てる。その仕事は著作を受け取る消費者の発想力に委ねられていると考えます。その文化創造において、非常な支障がきたすのではないかと危惧します。
発信者である企業側と受信者である消費者との程よいバランスを維持するために著作権法の見直しを求めます。

■■■■■
■■■■■
■■■■■

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について(3. 関連)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について 3. 著作権接収

著作権法改正要望事項について 3-3関連

放送・通信 (TV・ラジオ) に関わる管理を民間団体ではなく、韓国のように国が一元管理すべきだ。

理由
権利団体がばらばらで他国へコンテンツを販売する場合、障害になっている。

同じ理由で、国内での再放送、再送信が自由に出来ない。

事実上、視聴地域が限定されていて自由に放送を見る事ができない。
情報・放送の地域格差が大きい。
ふるさとの番組を見ることが出来ず、心のケアに役立てない。
番組の視聴範囲が限られているのでクリエイターが育たない。

意見
公共の場に放送・通信された時点で一時配布?は終了し、公のものになっている。
二次利用に関しては、個人の範囲 (非営利) に関しては、そのコンテンツ関連のクリエイターを育てるために、配布は自由にするべきだ。
現在・放送地域が限定され、自由に放送コンテンツを視聴できない現状がある。
この壁が、クリエイターを減少させている。
なぜ、ゲームのクリエイターが増えたか考えてほしい。
県境を越え、自由に「作品を知る」事ができたからだ。
そして、刺激されたユーザーが、クリエイターに変わった。

また、BSデジタル放送等のデジタルコンテンツを、個人がデジタルのまま、自由に保存できない現状はおかしい。コンテンツを未来へ継承出来ない。
この事は地上波デジタルが広まれば、絶対にもっと大きな問題になり、家電製品の売上げ減にも繋がる。

もっと現実的に即した内容に改善される事を望みます。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

(1) 氏名:

所属 (職業):

(2) 御住所: 〒

電話:

(3) 意見:

(30) について

反対する。ITmedia・2004年10月6日付で報じられている麻倉怜士・日本画質学会副学長の発言を以下に引用し、その理由とする。

「録画制限のコピーワンスはユーザーにとって非常に迷惑。コピーワンスによってコンテンツの質が飛躍的に上がったというわけでもなく、不便だけが極端に増えた。一番のデメリットはコンピレーションが作れなくなったという点。これまで私は、好きなコンテンツを組み合わせてコンピレーションディスクを作るのが楽しみだったが、それがコピーワンスによってできなくなった」
「ムーブ編集でプレイリストが機能しないのが不便。100の素材があったら100回ダビングを繰り返さなければならない」
「私はディスクを踏んで割ってしまうということがよくあるので、大切なコンテンツのバックアップを取れないのは辛い。画質が向上するとユーザーが不便になるというのは絶対におかしい」
「コピーワンスは、もしかしてエアチェックする気をなくさせるのが目的ですか?との質問に対して、在京キー局の人は『まさしくその通り』と答えて非常に驚いた。こういうことをいっているのだから、ハイビジョン時代になっても放送局の体質は全然変わっていない」
「コピーワンスというDRM技術は、あまりにもコンテンツホルダーより過去の遺物。ユーザー=悪人視は絶対におかしいということは、CCGDの失敗でも証明されている。ハイビジョン文化を健全に発展させるためには、ユーザーを大事にするDRMを作ることが必要」

元記事・ <http://www.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0410/06/news077.html>

(31) について

反対する。アクセスコントロール権の創設は明白な「知る権利」の阻害であり、知識の伝達と共有を妨げることは著作権法第1条における「文化の発展に寄与」する目的に反するものである。著作権者及び隣接権者の経済的利益に偏重し、著作物の利用をごく少数により独占させることを目的とした権利の創設は厳に慎むべきである。

(34) について

現状における権利の創設には反対する。要望に挙げられている理由はいずれも「額に汗」理論の域を出ないものであり、権利を創設すべき理由としては不十分と考える。平成3年度の著作権審議会答申に採られること無く、十分に時間を掛けて議論を行うべきである。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: FW: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (22) (25) について

洋楽レンタルは1ヶ月以内に開始されるべきである。

国内邦楽のレンタルはシングルは禁止なく、アルバムは3週間の禁止期間で運用されてるが、洋楽は1年間の禁止が行われ、洋楽はリスナーを失って販売も激減した状態が10数年間続いている。洋楽1年間の禁止が行われている理由は90年の隣接権条約加盟に際し、国内メーカー及び文化庁の「洋楽にも国内ルールが準用されると言う説明にもかかわらず、条約加盟後海外メーカーは著作権法の最大禁止期間である1年間の権利行使を行ったためである。

そもそも貸与権は「公正な使用料を持って許諾する」という付帯決議有り、使用料徴収の保証として貸与権を付与したものであるにもかかわらず、海外メーカーはそれを逆手にとって、1年間レンタルを禁止している。この際貸与権期間を1ヶ月に短縮する事で洋楽レンタル利用を拡大し、リスナーを増やし、もって洋楽の販売機会を拡大すべきである。

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房著作権課法規係 御中

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

「著作権法改正要望事項について」【3 関連】

3. 著作権隣接権

著作権隣接権といっても、様々である。実演家の権利は著作物の創造への寄与が大きいといえる一方で、放送事業者やレコード製作者の著作物への寄与はむしろ伝達者としての地位が大きい。著作物の権利ということがらすれば、実演家の権利は強化することに不都合性はないが、放送事業者等については否定的にならざるを得ないように思われる。

著作物の利用が多様化する中でこれらの者にどのような権利を付与すべきかは、慎重な判断を要する問題と思われる。もっとも、権利を設定するにしても、隣接権の創設によって、著作物の利用が過剰に制限されることのないように配慮する必要があると思われる。

○ 実演家の権利

(17) 実演家の「録音権及び録画権」を「複製権」にする。

実演の「録画」はダメで写真はいい、というのは均衡を欠く。これを認めても、権利関係を複雑にするおそれは小さいし、他方で、権利者に不平等な利益認めるものでもなく、法としてもわかりやすいものとなるので、認めることに不都合はない。

ただし、「複製」という語から「音や映像の固定」の意を理解するのは困難であるので、定義規定には配慮すべきである（録音・録画を単に削除するべきではない。）。

(18) 実演家の権利の一部が及ばないとされる「映画の著作物」の範囲を明確化

「映画の著作物」の範囲について整理するべきで、他の項目との関係でもなすべきである。

- レコード製作者の権利
- 放送事業者・有線放送事業者の権利
- 出版者の権利
- 新たな隣接権の付与

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[3. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見:
(33)ブロードバンドサービスを利用した、中略「有線放送」であることを
明文化するとあるが、放送品質自体が守られないブロードバンド=インター
ネットという定義であるならば、おかしうはないか。電波を利用したサービス
と違い、利用者が能動的に視聴しないと放送されていることにはならないと
考えるし、一般のWebでの公開との違いを明確にしないとイケないのではない
か。

以上。

mailto:[REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について」[3. 出版者の「著作権隣接権」関連参
考意見]

「著作権法改正要望事項について」[3. 出版者の「著作権隣接権」関連参考意見]

[REDACTED]
TEL [REDACTED]
複写業務を含む利用者サービスを担当しておりますが、以下に述べる意見はあくまで図書館におけ
る複写業務に従事する者としての経験の中で発生したものであり、決して当館内の意見を集約した
ものではないことご承知おきください。

参考意見: (34) 出版者に対する著作権隣接権
そもそも「著作権隣接権」は本来の「著作権」の持つオリジナリティの保護と別に、著作物によっ
てもたらされる利権を、著作権者ではなく初演実演家が享受することを保証する権利であり、「著作
権法」とは別に論じられるべきものであると思う(立法から利権を排除することは叶わぬ夢とは思
うが)。
「著作権隣接権」は利権に直接絡むものであるため、その拡大には慎重を期する必要がある、出版者
には別に出版権も設定されるのでさらに慎重を要する。
もし仮に出版者に著作権隣接権を認める場合、それを当該著作物の他の出版者からの出版の排除手段
にのみ権利を濫用させることなく、なんどきも需要に応じられるよう絶版にしない、あるいはオン
デマンド出版に応じるなど、権利を享受するものの代償責務として、その著作物の出版・供給に責
任を持つことを義務付ける必要がある。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
Tel: [REDACTED]
Fax: [REDACTED]
Mail: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (22) 『実演家の貸与権の及ぶ期間を国内レコードの貸与の運用実態に即し1ヶ月に短縮』について

賛成いたします。
貸与の現場では既に1ヶ月間という期間で運用されていることが現実なので、法文をそのように改正する事にはなんら障害は無いと思われま

意見: (24) 『商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」に対するレコード製作者の権利を報酬請求権（二次使用料請求権）から許諾権に変更』について

反対いたします。
要望者の理由として「受信者による放送の録音を助長」とありますが、なぜ権利者は、著作物の利用者を半ば犯罪者扱いするのでしょうか？
また「放送の録音」とありますが、要望者は私的録音録画補償金の対象拡大も要望しています。録音に対する補償を別で求めておきながら、他方ではその録音自体を封じるよう求める、あまりにも独善的であり、著作権法の目的である「文化の発展に寄与する」事など微塵も感じられず、文化の担い手である自覚がまったくありません。
私的には、このような直接文化の創作に寄与していない権利者（著作権隣接権者の一部）からは、権利そのものを剥奪しても良いのではないかとすら感じます。

意見: (25) 『レコード製作者の貸与権の及ぶ期間を国内レコードの貸与の運用実態に即し1ヶ月に短縮』について

賛成いたします。
貸与の現場では既に1ヶ月間という期間で運用されていることが現実なので、法文をそのように改正する事にはなんら障害は無いと思われま

意見: (34) 『出版者に対する著作権隣接権の付与』について

反対いたします。
直接文化の創作に寄与していない団体・企業が協力的な著作権隣接権を持っていることにより、その業界全体が落ち込んでしまった例として、音楽業界があります。「著作権法で保護されている」という名目により、消費者無視のビジネスを行い、逆に利用者から総スカンをくらっている状況なのは、既に知れ渡っています。
著作権法は著作物およびその著作物を保護するためのものであって、著作物を流通するものを保護する必要は、今の時代には必要無いと思います。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について【3. 関連】」

(1)
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
(2)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3)
意見:

(22) 「実演家の貸与権の及ぶ期間を国内レコードの貸与の運用実態に即し1ヶ月に短縮」について

賛成です。

(25) 「レコード製作者の貸与権の及ぶ期間を国内レコードの貸与の運用実態に即し1ヶ月に短縮」について

賛成です。

(23) 「写真の著作物における実演家の肖像の利用には許諾が必要とする。」について

反対です。

「肖像権」で対応すべきで、著作権法で対応すべきではない。

(31) 「「アクセス権」の創設の可否・必要性について検討を進めてほしい。」について

反対です。

著作権は複製行為を規制するものであるが、知覚行為自体を直接規制するものではない。
また、「知覚行為」はまさに人間の本質に関わる行為で、精神の自由そのものと言える。
技術的に可能になろうとも、「知覚行為」自体を規制することは絶対にしてはならない。これは人間の尊厳に、精神の自由に関わる問題である。

(34) 「出版者に対する著作権隣接権の付与」について

反対である。

出版社に隣接権を与える合理的な理由はない。
すでに「出版権」の規定があるので、それで充分。
二重三重に保護する必要はないし、してはならない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

御氏名及び御所属（会社名・学校名等又は職業）
[REDACTED]

御住所及びお電話番号
[REDACTED]

御意見（記載要領参照）

(20)については、放送の営利を目的としない同時再送信には、実演家の権利が及ばないことは明確化されるべきである。また、営利を目的とする場合は、放送事業者が著作権隣接権により有線再放送を規制でき、実演家は放送事業者だけを相手にしても実害はない。一方、有線放送事業者は放送事業者だけを相手にしたほうが、コンテンツのスムーズな流通につながるため、実演家の権利拡大は認めるべきではない。

(21)については、「ニアオンデマンドデジタル送信」の意味が不明確であるが、コンテンツはすでに放送により公開されており、「ニアオンデマンドデジタル送信」の意味がなんであれ、実演家の許諾を認めることには、報酬請求の立場を強化する以上の意味はなく、不当である。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

御氏名及び御所属（会社名・学校名等又は職業）
[REDACTED]

御住所及びお電話番号
[REDACTED]

御意見（記載要領参照）

(33)については、著作権法の放送は、放送法の放送にさらに「公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信される」という要件が課されるが、これは、電気通信役務利用放送としてIPマルチキャストを利用する場合自動的に満たされるので、法改正は不要である。むしろ、放送コンテンツのユニキャストによる配信のため、著作権法の放送の定義から「同時に受信される」を除去もしくは緩和すべきである。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒
電話番号:

意見:

(21) について、私は反対します。

この要望は、スターラジオ放送を例に挙げて、このような放送は
実演家の許諾権の対象にすべきとのものです。

しかしながら、まずスターラジオを初め、この種の放送では
圧縮率の高い不可逆圧縮方式 (MP3, AAC) が放送段階で使用されており、
市販CDの音質に比べ理論上も、聴いたところでも明らかに音質が劣るものです。

また、一番組の長さが2時間程度と長いので、
繰り返し放送が行われているとはいえ、
80分程度のCDの複製に特化している
現在市販のオーディオ機器での録音、特にタイマー録音は困難です。

MD-LP搭載のMDコンボでタイマー録音した場合、
放送時と録音時の度重なる圧縮でさらに音質が劣化するのみならず、
1-2回の放送を録音したらメディアを入れ替えなければならず、

このような手間をかけるくらいであれば、一定以上の魅力を持つ楽曲であれば、
CDを購入した方が、遙かに音楽を楽しむ時間を確保することができます。

総じて、音質が悪いことと手間がかかることから、
これら放送が低廉であるというだけで、市販CDの市場を大きく浸食しているとは考えられません。

よって、わざわざ立法で規制を強化する対象ではなく、
(21) の要望に対して、私は反対します。

(24) について、私は反対します。

理由は、(21) と同じですが、加えて、
これらの有料音楽放送は受信可能世帯数がアナログ地上波放送やFMラジオ放送と比べて
遙かに少ないことも、付け加えておきます。

よって、(24) について、私は反対します。

(30) について、私は反対します。

デジタル放送のスクランブル解除は、
録画以前の視聴自体を阻む処理であることから、
アクセス権の概念に含まれ、
これは不正競争防止法の規制対象です。

よって、(30) について、私は反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒
電話番号:

意見:

(21) について、私は反対します。

この要望は、スターラジオ放送を例に挙げて、このような放送は
実演家の許諾権の対象にすべきとのものです。

しかしながら、まずスターラジオを初め、この種の放送では
圧縮率の高い不可逆圧縮方式 (MP3, AAC) が放送段階で使用されており、
市販CDの音質に比べ理論上も、聴いたところでも明らかに音質が劣るものです。

また、一番組の長さが2時間程度と長いので、
繰り返し放送が行われているとはいえ、
80分程度のCDの複製に特化している
現在市販のオーディオ機器での録音、特にタイマー録音は困難です。

MD-LP搭載のMDコンボでタイマー録音した場合、
放送時と録音時の度重なる圧縮でさらに音質が劣化するのみならず、
1-2回の放送を録音したらメディアを入れ替えなければならず、

このような手間をかけるくらいであれば、一定以上の魅力を持つ楽曲であれば、
CDを購入した方が、遙かに音楽を楽しむ時間を確保することができます。

総じて、音質が悪いことと手間がかかることから、
これら放送が低廉であるというだけで、市販CDの市場を大きく浸食しているとは考えられません。

よって、わざわざ立法で規制を強化する対象ではなく、
(21) の要望に対して、私は反対します。

(24) について、私は反対します。

理由は、(21) と同じですが、加えて、
これらの有料音楽放送は受信可能世帯数がアナログ地上波放送やFMラジオ放送と比べて
遙かに少ないことも、付け加えておきます。

よって、(24) について、私は反対します。

(30) について、私は反対します。

デジタル放送のスクランブル解除は、
録画以前の視聴自体を阻む処理であることから、
アクセス権の概念に含まれ、
これは不正競争防止法の規制対象です。

よって、(30) について、私は反対します。

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]
3. [REDACTED]

(20)放送の有線放送による同時再送信について、実演家の権利を認める。について

本来有線放送を使用した同時再送信は許諾制ではなく登録制+報酬請求であるべきと考えます。アメリカ合衆国等に比べ国内のCATV業者の市場が育たない原因は同時再送信の許諾制に有ると考えています。そう言った方策との併用であれば実演家に権利を付与することはあり得る考えですが、現行制度のままハードルの高くなるようでは益同しかねます。既に巨大な市場を形成している独占業者が市場を開放しないことで競争が成立たず、結果として文化の発展を阻害するようでは本来転倒です。

(21)許諾を得て固定された実演を「ニアオンデマンドデジタル送信」のような放送に利用する場合に対する実演家の権利を報酬請求権（二次使用料請求権）から許諾権に変更について

本件に関しては業者間で裁判が行なわれ、現行の放送形態で双方和解をしてはまずです。それに著作権法とは著作権持者の利益を保護することを最終目的としているのではなく文化の発展に寄与することが目的のはずです。従って基本的に著作権は強力な独占力行使できる許諾制ではなく報酬請求制度であるべきと考えています。利用に際しては著作権者に報酬が支払われているなら利用自体を制限する必要を感じません。

(24)商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」に対するレコード製作者の権利を報酬請求権（二次使用料請求権）から許諾権に変更について

(21)と同じです。加えて言えば、裁判の際の和解事項に新曲を一定期間放送しない、アルバム1枚を丸ごと放送しない、正確な放送時間を告知しない等、音楽ディスクの販売に影響しないような対策が盛り込まれているはずで、当事者間で交渉が行なわれそれが機能している以上、新たな権利付与の必要性を感じません。

(26)放送事業者に対する譲渡権・貸与権の付与について
固定された著作物を直接販売しない放送事業者に譲渡権、貸与権の付与は不自然に感じますし、ご要望の事案は複製権で対応するものと考えます。

(27)放送事業者に対する「固定された放送」の送信可能化権の付与について
例えばですが、無関係な第三者の運営するサーバへ「固定された放送」を送信して送信可能化した場合、その無関係な第三者がサーバを意図的に無に關らず公開していた時点で罰せられる事象が考えられます。ご要望の事案を単なる送信可能化権の強化で解決を図るには負の影響が大きいと考えます。やはり、根本的には複製権で対応する事案と考えます。

(28)放送事業者に対する放送前信号に係る権利の付与
著作権法で保護を行なうには、大前提としてそれが著作物で無ければならないと理解しています。番組の「放送前信号」が思想心情を表現した著作物にあたるのが重要と考えます。著作物なら現行制度で問題なく、著作物でないなら保護の対象になりません。個別に処理する事案と考えます。

(30)デジタル放送のスクランブルなど放送に係る暗号化を技術的保護手段とする。又はこれを無断で解除する行為に対する権利を付与する。について
現行のデジタル放送に施されている暗号化は非常に高度なもので、現状デジタル方式のまま無劣化で複製したり視聴することは事実上不可能です。暗号化解除に用いられるキーが解読されてもそれを無効化できる等、少なくともデジタル放送に対して新たな権利付与（実質的な技術的制限手段の技術的保護手段化）を行なう必要性は無いと考えます。

それに対し、アナログ方式のCATVに施された暗号解除を行なう機器は技術的に対抗手段が難しく問題が残りますが、CATVもデジタル方式へ移行しつつあり、その場合の暗号解除は前述の通り非常に難しいものです。放送業界が奮闘をうってデジタル方式へ移行している現在、アナログ方式の保護のために新たな権利付与（実質的な技術的制限手段の技術的保護手段化）を行なった方が良くときでは考えられません。尚、一度アナログ信号を経由する複製は「劣化複製」となるため、そもそも過度に保護する必要も感じていません。真正品より複製品の品質が劣れば真正品の競争力が勝ると考えます。その意味で、現行のデジタル放送に付与されているコピーワンスがアナログ信号にまで施されていることに大きな不満を表明しておきます（デジタル信号のコピー制御は容認します）。

(31)「アクセス権」の創設の可否・必要性について検討を進めてほしい。について

議論すること自体は重要と考えますが、個人的には、アクセス権が著作権？との考え方自体に違和感を禁じ得ません。

(33)ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送が、著作権法上の「有線放送」であることを明文化する。について
視聴者にとっては技術的な経路は関係なく、同じ番組が視聴できればそれは放送と同じです。ただ、ご要望の事案は各省庁間や既得権者間の「縄張り争い」が原因だと感じています。

[REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[3. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[3. 関連]

① [REDACTED]
② [REDACTED]

3. 著作権隣接権関連

要望中、「アクセス権」の創設についての言及がありますが、情報そのものへのアクセスを法的権利をもってコントロールすることはコピーライト即ちコピー権という著作権の本質から逸脱するばかりでなく、このような権利が情報統制に濫用され、報道の自由、表現の自由等の憲法で国民に認められている利益を害することになるであろうということは、目に見えております。

また、理由のひとつとして「スクランブルの回避への対抗手段」ということが挙げられておりますが、放送即ちブロードキャストの事業として、そもそも有料で「キャスト」するというビジネスモデル自体成立し得るのかどうかということを含めて考えるべきであり、成立を担保できるかどうかはあくまで技術の問題であって、安易な法規制に頼るべきでなく、法的に保護する性質のものでもないと考えます。

mailto: [REDACTED]

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。
なお、提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (24)について
有線放送などの番組を録音した物とレコードやCDなどの媒体とでは決定的に価値が違ふ物であり、番組を放送したからと言ってレコード制作者に被害を与えるおそれがあるとは断言できないと思えます。
逆に有線放送などで聞くことによりそのレコードやCDなどを購入する人間がいるとすれば、レコード制作者には間接的に利益をもたらしていることとなります。
また、仮にレコード制作者に著しい被害を与えるほどの多数の人間が、高音質とはいえ明らかに劣化している音楽等を録音した物でも満足するということは、そもそも製作されたレコードやCDにそれほどの価値がないと認められているということであり、それは制作者側の努力が足りないこと、放送した者あるいは録音した者への責任転嫁とも言えるでしょう。
よって(24)の意見には反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: [REDACTED]
件名: 著作権法改正要望事項について(3. 隣接)

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: なし (一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

意見ここから

【3. 著作隣接権】
「新たな隣接権の付与」(36)について

(36)の要望に賛成する。
アニメーションやCG映像において、「創作的な映像表現に寄与する者」の果たす役割は非常に大きく、たとえばアニメーションでは人物描写を担当するアニメーターが実写映画における俳優の役割を果たしている(声に関しては俳優が別に演技するわけだが)。こうした、映像表現に大きく寄与しているスタッフに関しては、実演家とみなし著作隣接権を付与することが望ましいのではないかと思う。
ただそれが、「創作的な映像表現に寄与する者」に一律に権利を付与することが望ましいかは判らない。音声スタッフや撮影スタッフ・映像編集スタッフなどはどうなのかという問題がある。
だからこの機会に、映画を含めた著作物全般について、その権利体系を見直すことをお願いしたい。例えば映画では製作者が著作権者となったり(監督には権利が与えられない)、音楽レコードではレコード製作者が原盤に対する著作隣接権を握っている(実演家にはその原盤をどうすることも出来ない)。実際に著作物が流通する際には監督や実演家の名で客を呼び、収益を上げるにも関わらず、その意に反して著作物の流通を製作者によって止められてしまう事態となるのが珍しくない。こうした捻れを生じさせないために、権利を制作責任者に与えた上で、そのインセンティブを製作者と分け合う形を契約で取り決めるようにすべきだ(製作者が巨額の資金を拠出したのであれば、一定期間だけ取り分を増やせば問題ない。著作物を永久に“横取り”するからおかしくなる)。
著作物制作において実際に「思想又は感情を創作的に表現した」者たちへの権利付与を切に願う。そうした思いを含め(36)を支持する。

(補足: なお この意見では、プロデュースした「製作者」と、実際に著作物を作った「制作者」で語を使い分けしている。)

意見ここまで

[REDACTED]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: なし (一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

意見ここから

【3. 著作隣接権】
「レコード製作者の権利」(24)(25)について

(24)には反対、(25)には賛成である。

(24)
「商業用レコードを用いた『音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送』に対するレコード製作者の権利を報酬請求権(二次使用料請求権)から許諾権に変更」という要望には反対である。
放送や有線放送における音楽番組は、音楽の著作物の流通を担う柱のひとつである。さまざまなチャネルでそれぞれの選曲があつて、多様な著作物流通が実現されている。ここでレコード製作者に許諾権を与えたとすると、その多様性が失われることが懸念される(レコード製作者の望む音源しか使われなくなるだろう。そうした流通の操作が可能となる)。リスナーにとつて、ラジオは新たな音楽と出会う場でもあり、それがレコードの需要を喚起してもいる。そうした新しい出会いが望まなければ放送、有線放送を聴くこともなく、自分で過去に買ったレコードだけを聴くものだ。音楽文化の発展を考えると、こうした多様性を残し、需要が拡大する蓋然性を残しておく必要がある。
既にレコード製作者に対するインセンティブは確保されている。そしてそれと流通とのバランスが取れている。手を付ける必要など無い。
よつて、(24)には反対である。

(25)
「レコード製作者の貸与権の及ぶ期間を国内レコードの貸与の運用実態に即し1ヶ月に短縮」との要望に賛成である。
貸与権が及ぼした影響は、日本における洋楽レコード市場の衰退を見れば一目瞭然である。国外のレコード製作者にも貸与権が付与されて以降、発売後1年間をレンタル禁止するとの貸与権行使があつたために、日本における洋楽レンタルは壊滅状態になり、一時は洋楽レコードの販売量にまで影響を与えた。洋楽レコードの販売量は国外盤輸入の増加とともに回復していったが、洋楽レンタルについてはいまだに回復できないでいる。
“生もの”と呼ばれるほど売れる時期が短い音楽において、洋楽レンタルの発売後1年というのは非常に長い期間である。洋楽レンタルはその存在すら忘れられている。発売後1ヶ月にはレンタルが始まる邦楽レコードにおいては、レコード製作者の重要な収入源となっているのが対照的だ。
音楽レコードのレンタルはレコード販売の呼び水となる(レンタルしたレコードを買い直すことも少なくないし、レンタルで出会ったアーティストの作品を買い集めていくことだってある)だけに、洋楽レコード市場の活況を取り戻すことには貸与権の及ぼす期間を短くするのが近道だと思われる。レンタル店が洋楽国内盤を入荷するようになれば、音楽市場縮小にあえぐ国内のレコード会社にとつても悪い話ではない。国内のレコード製作者も、国外のレコード製作者も、同じように貸与権が縮小されるわけだから、内国民待遇の原則に

も抵触しないと考える。
よって(25)に賛成する。

----- 意見ここまで -----

[Redacted]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名： [Redacted]
所属： なし（一個人としての意見です）
住所： （記入の必要性を認めませんので省略いたします）
電話： （記入の必要性を認めませんので省略いたします）
※もし連絡の必要性が生じた場合は、
本メールの返信先へ御連絡ください。
意見： 以下の通りです。

----- 意見ここから -----

【3. 著作権隣接権】
「出版者の権利」(34) (35) について

(34) (35) いずれにも反対である。

(34)
「出版者に対する著作権隣接権の付与」には反対である。自然科学協会等の要望の中に「出版者には（中略）複製に対する著作権上の権利は存在せず、著作権者に依存して対応するか、あるいは著作権者の権利の委任を受けて対応することしか現在は方法がない」との記述があるが、これで充分ではないか。
出版業界の現状を考えるに、価格の高騰、流通量の不足、流通自体の硬直化などが問題点として挙げられる。これらが「無断複製」なるものの増加する一因であろう。出版者各位は、いかに安価に出版物を流通させるかという検討をしているのだろうか？ 最近では電子出版あるいはパソコンソフトとして百科事典類を提供する例も増えてきているし、それに加えインターネットでサービスを提供している平凡社『世界大百科事典』のような積極的な例もある。これにより利便性が格段に向上していることは間違いない。旧態依然としたビニレモデルに固執するのではなく、どうすれば多くの人に利用してもらえかねかを考えるべきであろう。適切な価格で便利なサービスが提供されれば、誰しも飛びつくものである。「無断複製」が多いという事実をもつとプラスに考えるべきであろう。そこには需要が眠っているのだから。
「発意と責任」の存在をもって著作権隣接権を求めるのが出版者からの要望の趣旨であるが、私自身はむしろレコード製作者などの著作権者の権利が強すぎると考えるため、出版者の現在の立場の方が妥当と思う。「発意と責任」の定義を明確にする必要もあるだろうが、著作権（および実演家）と著作権隣接権（実演家を除く）との権利のバランスを現実に即して調整する必要があるし、出版者の位置づけを検討する際にその検討の対象を著作権隣接権全体に広げて欲しいものだ。
あくまでも権利は著作権者に帰属すべきであり、著作物の流通に携わる者は契約に基づいたインセンティブを得るべきだと考える。そこに著作権隣接権を挿入すると多くの問題が発生することは音楽レコードなどを見れば明らかだ（出版物においては「実演家」が存在しない分構図も単純になるだろうが、ひとつの著作物を異なる出版者から発行するときに、先に発行した出版者が著作権隣接権を行使する事態が発生するのはと危惧する。特にレイアウトが文字通り固定されているマンガにおいて問題が発生しそうだ）。
なお、「著作物の保護期間が経過した著作物」や「著作物でない情報を掲載した出版物」を保護せよとの要望も見られたが、これは論外であろう。これらはもとより（他の分野の著作物においても）保護の対象ではないし、それを保護せず自由に流通させることが「文化の発展に寄与する」のであるから、そのような主張をすることは不当なものである。

(35)
「出版者に対して著作権隣接権を付与するにあたっては、創

作者保護の精神及び契約書の義務を法制化する」ことにも当然反対である。出版者への著作権隣接権付与に必要性を感じない。日本広告写真家協会による「版面に対する権利を出版物制作者が持った場合、包括的な権利を持つため、コンテンツ提供者の立場が弱くなっております」との記述自体が、ここにおける問題点を浮き彫りにしている（勿論それ以外にも副作用が考えられるところである）。

ただし、「創作者保護の精神及び契約書の義務を法制化する」という部分のみには賛成だ。これ自体は出版物に限らず、他の著作物についても検討して戴きたい。

総論としては、出版者への著作権隣接権付与を前提としているため、(35)の要望には反対である。

----- 意見ここまで -----

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(18)
賛同 映画の著作物の拡大解釈により
中古ゲーム裁判は起こったと云っても過言ではない
あれは興行形態としての映画を
意図的にビデオ化されたものを含めるようにと
読み変えようとしたために起きたことだ
その線引きをきちんとしてもらいたい

(22) (25)
賛同 基本的に行使できる権利は最大限行使されるものと見ているが
12ヶ月は実情に即していないと考える

(23)
賛同

(24)
要検討 視聴者をすべて泥棒と見るような文面は悪意が感じられる

(26) (27)
要検討 もちろんそれを売買して利益を得ようとする行為は
規制できるようにすべきだが、放送内容に意見を交換しあうために
対象となる放送を証拠として流布させる行為を規制することは
言論封殺につながるため要注意である

(28) (29)
同意 いわば放送の盗聴であり
かつこれを流して代価を取る行為は規制されてしかるべき
一方で放送を見られない地域でも
これを見ることが出来るようになるという利点は大きく見過ごすにはもったいない
権利関係をクリアして権利者によるサービス開始を求むるものである

(33)
同意 新しい放送形態であるだけなのだから認めるべきだろう

(34) (35) (36)
バランスをとって落としどころを探してほしい

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法の改正要望事項について【3. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係御中。

いつも大変お世話になっております。

10月8日付文化庁著作権課からの「著作権法改正要望事項に対する意見募集について」に基づき、「関係団体からの著作権法改正要望について」(資料2-1)にまとめられた課題について、明らかに「反対」の事項につき、意見を提出させていただきます。
なお、まとめられた他の課題につきましても、意見すべきことは多々ございますが、今後の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における検討および経過を踏まえ、再度の意見提出の機会をいただき、意見提出をたく存じます。

①

②

③

◎著作権法改正要望事項について【3. 関連】

●「3. 著作権隣接権」(18)実演家の権利
実演家の権利を現行法以上に拡大することに反対します。
現在、WIPO(世界知的財産機関)で、視聴覚的実演の権利をめぐる議論が進められていますが、今日現在、それがどのような形で集約されるのかも見通しがたっておりません。
映画製作の経済的リスクは映画製作者が負担していること、映画製作者は映画のマルチユースによって投下資本の回収をはかる必要があり、それによって映画の継続的な製作が可能になること、出演者には出演段階で出演料が支払われていること等から、我国に於いては、実演家の権利は、あくまでも、現行法で護られるべきであり、法改正の必要は無く、現行法を維持することこそが必要であると思います。
但し、現在、映画製作者の代表と、実演家の代表との間で、実演家と映画製作者との間のあるべき契約システムについて、話し合いが行われています。(法制問題小委員会(第2回)、関係者間で協議中の事項についての報告(資料1)、事項名(F)「俳優等の視聴覚的実演に係る財産権」の拡大の前提となる契約システムの構築。なおこの協議は、実演家の財産権を法律上拡大することを所与の前提とするのではなく、上記資料の「事項名」は適切でないと考えます。)
実演家の主張はこれの中で解決できるはずでず。

以上

TEL :
FAX :
E-mail :

氏名:
所属:
住所:
電話番号:
意見:

(17)について。

実演家を利用したTV番組の写真撮影について、実演家の権利が存在しないのに放送事業者の複製権が及ぶという問題は修正されるべきであろう。従って、放送事業者の複製権を廃止し、その他の報酬請求権に切り替えることが必要である。当然ながら、実演家に権利を認める正当な理由は存在しないため、この提案自体は採用してはならない。

(18)について。

映画の著作物の権利の範囲が限定されるのでない限り、権利の制限についてのみ、その範囲を制限するべきであるという主張は失当である。

(21)について。

実演家および著作権者に許諾権を付することにより、潜在的な著作物の利用可能性は大きく損なわれるものであり、経済的に大きな損失をもたらしているという前提は誤りである。この議論を採用してはならない。

(22)について。

採用しなければならない。あるいは、著作権隣接権者の貸与権を廃止すべきである。貸与業者は既に正当な対価を支払って著作物の複製物を入手しているものであるから、別途報酬請求権を設けることは不当な二重利得の導出に他ならず、著作権制度の正当性を危うくするものである。

(24)について。

レコード制作者は、著作権法の前提とする「複製」の定義すなわち多少の修正増減をした程度の範囲で複製物を修正しているのみであり、その文化の発展に対する貢献はゼロと計算することが理論的に筋が通っている。文化の発展に貢献しない第三者に許諾権を認める理論的根拠は存在しないため、この主張は採用してはならない。

(26)について。

放送事業者に譲渡権および貸与権を与えることは、何ら文化の発展に寄与しないどころか、著作物の流通を損なうことに繋がる。レコード制作者にむしろ著作物の流通を損なう、理論的根拠の存在しない権利が付されているのが現状であるから、レコード制作者の譲渡権・貸与権を廃止すべきである。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[3. 著作権接権]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望について[3. 関連]

文化庁長官官房著作権課法規係御中

著作権法改正要望事項についてのパブリックコメントの募集、ありがとうございます

このような機会が得られたこと、とてもうれしく思います。
ただ惜しむらくは、リンクが張られた各要望意見の個票が完全な画像のPDFファイルであった為、視覚障害者がそのまま読むことは不可能で誰かに読み上げてもらわなければならないような意見があがっているのを知ることができないという状態でした。
そして、そのような物でありながら、8日に公開されて21日締めきりという厳しいスケジュールであるため、視覚障害者がこのパブリックコメントに参加する事がほとんどできないのではないかと思います。
143件という膨大な意見を整理されたことには、敬意を表しますが視覚障害者が意見をほとんど上げることができない状態でのパブリックコメント募集であった点をご理解いただき今後の審議等についても、この点をご配慮いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

① 氏名及び所属 (会社名・学校名等又は職業)

② 住所及び電話番号

③ 意見

「(31) 「アクセス権」の創設の可否・必要性について検討を進めてほしい。」について

昨年の文化審議会著作権分科会報告書に関するパブリックコメントでも意見をあげましたが、著作者の権利として、「アクセス権」という表現を用いる事はなんとか避けたいと思います。
2002年10月渋谷区で開催された国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)「アジア太平洋障害者の十年(1993-2002)」最終年ハイレベル政府間会合で採択された「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」には、『F. 情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス』の重要課題として掲げた文書において「情報社会において、情報と通信へのアクセスは、基本的人権の一つである。版權所有者は、その内容が障害者を含むすべての人にアクセス可能となるよう責任を持つべきである。(日本障害者リハビリテーション協会訳)」と記しています。このような考え方のもと、今国連では障害者の権利条約が検討されています。同時に日本においても障害者の基本的人権を守るような方向で法律の改正がすすめられているところです。
この「情報と通信へのアクセスは、基本的人権の一つである」というフレーズは、障害者が情報から遠ざけられる事により生じる様々な生きにくさ、不利益があるということとを、社会にしっかりと理解して欲しいという物であります。
ですから、放送事業者等の無断利用とうから生じる不利益に対しての権利侵害を主張するために用いられる権利として「アクセス権」という表現を使われる事は、この障害者の基本的人権すらも、著作権者のものになってしまうような印象をめぐえません。
「アクセス権」は、あくまでも教育を受ける権利としての「教育権」等と同様、全ての国民に保障される権利であることを確認していただきたい。
ですから、この要望に係る権利について検討される時は、別の呼称を検討いただく事をお願いします。

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(34) 出版者に対する著作権接権の付与

【賛否】 反対する。

【理由】 複写行為による出版者の損失の実態が不明確であること。

国際的にもこのような制度を設けている国が少ないことから、権利として確立しているものとは言えないこと。

出版契約等により同様の効果を得ることも可能であり、現に諸外国ではこのような慣行が通例であること。

いわゆる「当事者間協議」が停滞状態であることなど、国内的な合意形成過程が整っていないこと。

出版行為と他の複写行為との差が不分明になっている状況の中、出版行為についてのみこのような権利を認める理由に乏しいこと。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

著作権法改正要望事項について【3. 関連】

氏名
住所
電話番号
意見

名
住所
電話番号
意見

下記のとおり

(24) について

市販の音楽CDに収録されている楽曲に関して、現行法では、音楽著作物(曲、詞)の著作権者には放送権、有線放送権が認められているのに対し、レコード製作者には報酬請求権しか認められていません。しかし、音楽著作物の著作権に關しては、権利集中管理機構が機能しており、市販の音楽CDに収録されている楽曲を放送等で利用しようとする者は、権利集中管理機構にしかるべき許諾料を支払って許諾を得れば、適法に利用できる環境にあります。しかし、レコード製作者は、排他的権利が付与されている送信可能化権について「そこに許諾料を支払って許諾を得れば適法に利用できる」という権利集中管理機構が整備されていません。このような現状のもとでレコード製作者に放送権、有線放送権を付与した場合には、しかるべき許諾料を支払うから利用許諾をして欲しいとの放送事業者等の申入れをレコード製作者が聞き入れず、結果的に、放送等において市販の音楽CDに収録されている楽曲を自由に(しかし有料で)利用することができなくなる虞があります。

従いまして、(24)には反対します。

その他、(19)(20)(21)(27)も、「そこに許諾料を支払って許諾を得れば適法に利用できる」といえるだけの権利集中管理機構がないのに禁止権を求めているものであるといえ、とうてい賛同できるものではありません。

(30)はデジタル放送における「スクランブル」を著作権法上の「技術的保護手段」に加えようというものです。我が国の法体系のもとでは、この種のアクセスコントロールは不正競争防止法にて対処することとしておりますので、(30)には賛成できません。

(31)は、「アクセス権」に関するものです。著作権法を、現行法のような著作物の拡布行為禁止権中止の法体系から、知覚行為禁止権中心の法体系に転換することは、著作権法の基本的な考え方を、「競合他社規制法」から「エンドユーザー規制法」へと転換するものであります。そして、それは、「いつ誰が誰と何を鑑賞したのか」という事実を権利者が把握することを公的に許可することによって初めて成り立つところ、それは、憲法が保障する思想・良心の自由を踏みにじる事態ともなりかねません。よって、私は、(31)には反対します。

(34)については、「出版物を複製する」(送信可能化する云々も同様)がどの範囲のことを指すのかわからないのですが、それが出版物に含まれる文章その他のコンテンツを別のレイアウトで複製、送信可能化等する行為をも禁止する趣旨を含むのであれば反対します。コンテンツの創作者としては、著作権隣接権者としての出版権者が倒産し、あるいは当該コンテンツを継承し、あるいは何かの理由(例えば作家と仲違いした等)で一切の利用を禁止することができなくなるからです。

また、著作権隣接権者としての出版権者に貸与権を付与することにも反対です。正規に購入した商品を公衆に貸与することは自由であるべきであり、出版社が当該商品(書籍)に経済的リスクを負っているということは、他の工業製品の製造者と全く同じ立場に立たされているだけであって、上記正規に購入した商品を公衆に貸与する自由を制約する理由にはならないからです。

氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

3. 著作権隣接権
○レコード製作者の権利
(24) 商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」に対するレコード製作者の権利を報酬請求権(二次使用料請求権)から許諾権に変更

著作権法において、なぜ利用禁止権である許諾権となっているかという点、あるいは、著作権が本人の意思がはいりこむ風人的性格が強いものであるということによるものであって、とするならば利用の許可は人格的判断がはいることが当然予想される。許可の判断は本人にまかせたほうがよい、という理由からであると考えられます。いわば許諾権は創作活動をすすめる者にとつてだけみとめられるべきものであります。そこで、商業用レコード製作者を考えると、著作権隣接権者という名前が示しており、自身がなんら創作したわけではありません。しかしながら、著作権者に対して、主として経済的に寄与する部分があるからとして特別に権利が認められているのであります。そのような者が、新たな創造性を発揮したため、人格的判断を加えることが適当、と認められるような状況であるとは考えづらく、自身の利益の回収のためには、経済的利益還元のみが保障されれば足りるものであります。レコード製作者に許諾権を認めることは、自身の行為にくらべ、いきすぎた権利をあたえた権利を与えることが適正であるにしても、このような権利を集中して管理許諾することは、排他的権利が整備されていない現状において、このような権利を付与することによる機会が整備されていくまで許諾先が許可をださず、普通に売っているようなCDを放送することができないという状況をうみだしかねません。レコード製作者は排他的な権利が付与されている公衆送信権についてさえ権利集中管理機構を整備していません。実質的に適正に利用することが不可能となる(24)にはやはり反対します。

同様に、(19)(20)(21)(27)にも以上のような理由で反対します。

(30) デジタル放送のスクランブルなど放送に係る暗号化を技術的保護手段とする。又はこれを無断で解除する行為に対する権利を付与する。現行法上、これについては不正競争防止法による保護対象となっており、著作権法によっても規定すべき理由がありません。わが国においては、このことは不正競争防止法によって対処するものと考えられますから、(30)には反対します。

(31) 「アクセス権」の創設の可否・必要性について検討を進めてほしい。アクセス権を規定することは、現行法が著作物の配布行為禁止権を中心にしていていするものを、読む見るといった知覚行為禁止権中心の法体系に転換するということでもあります。それは、主として業者による行為を縛る法律が、末端の我々の行動を逐一規制するものに転換することになります。このようなことを実効的にするために、「誰が、何処で、何を、読んだり見たりしたか」ということを権利者が把握することを公的に認めることによって可能となります。それは我々の行動の情報が、権利者に対して筒抜けになるというものであり、憲法によって保障された、思想・良心の自由、及びプライバシーの権利を踏みにじる結果になりかねません。よって(31)に反対します。

出版者の権利

(34) 出版者に対する著作権隣接権の付与
この権利が、出版物に含まれる文章その他の著作物を、別の構成で複製等したり、出版者がかえて出版する行為をも禁止するものであるとすれば反対します。なぜならば、著作物の創作者が、著作権隣接権をもつ出版者が倒産したり、出版物が絶版となったり、出版社と仲違いをし別の出版社においての販売を禁止したりした場合、自己が創作したにもかかわらず、自己の意思で公衆に提供したりすることができなくなってしまうからであります。このようなことは既に音楽著作物で問題となっており、レコード製作者が音楽CDを販売する権利(原盤権)をもっているために、原盤となったCDを、ファンらが望んでいるにもかかわらず著作権者の意思で別会社に再発売できないという状況があります。上記のような状況になることは、著作権者もその消費者も望む結果ではなく、著作権隣接権者としての出版社のみを一方的に利する結果となりかねず、また提供行為が一旦断絶したあとの権利者からの再提供開始を困難にすることは、文化の発展に寄与するとはいえないため(34)に反対します。

加え、著作権隣接権者としての出版社に貸与権を付与することにも反対します。正規に購入した物品を公衆に貸与することは経済活動として自由であるべきであり、出版社が当該商品に対して、在庫をかかえるといった経済的リスクをかかえているという点とは、他の工業製品の生産者も同じことであり、なんら出版社が、社会上特別な立場にたたされているわけではありません。したがって貸与権を得ることに正当な理由がなく認めるべきものではありません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見:

(23)について意見させていただきます。
法改正を必要とする理由にて、「合法的なもの、違法なものを問わず(中略)肖像が使われて何もいえない現状は全くおかしいと思います。」とありますが、合法であれば何もいえないのがあたりまえで、違法であればいえるのではないのでしょうか?ここで主張されていることの意味が分かりません。
また、要望の趣旨において、「写真の著作物における実演家の肖像の利用には許諾が必要」と、実演家だけに特権的に肖像使用に際して許諾の必要を主張をされていますが、途中例に挙げられている、「ステール写真を著作権フリーCD-ROMに収録して販売されてしまい(以下略)」とのことですが、実演家のみ肖像の利用に際して許諾が必要であり、実演家以外の方は許諾がいらないというもおかしな話です。肖像の利用に許諾が必要かどうかは、実演家のみの特権的な権利ではなく、万人に平等の権利であるべきです。

氏名: [REDACTED]
所属(会社、学校もしくは職業): [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(24) に関連
(24)の意見に反対します。
受信者の録音によりレコード制作者に経済的な被害を与える恐れがあるという主張ですが、根拠がありません。
特定の放送に限りということですが、それを政令で定めるという意見にも強い違和感があります。むしろ、熱心に録音するような受信者は、レコード制作者に経済的な利益を与えるようになると考えられ、文化の振興を目指す著作権法の意義とも考え合わせれば、このような録音はむしろ容認されるべき行為であり、権利強化を求める日本レコード協会の意見には、全く同意できません。

(30) に関連
(30)の意見に反対します。
コピー制限によりユーザーの不利益、使用上の不快感は非常に大きくなると考えられます。

(31) に関連
(31)の意見に反対します。
著作権法は、末端のコンテンツユーザーを管理するための法律ではないと考えます。

名前: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見:

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望について【3. 関連】

(24) について

市販の音楽CDに収録されている楽曲に関して、現行法では、音楽著作物(曲、詞)の著作権者には放送権、有線放送権が認められているのに対し、レコード製作者には報酬請求権しか認められていません。しかし、音楽著作物の著作権に関しては、権利集中管理機構が機能しており、市販の音楽CDに収録されている楽曲を放送等で利用しようとする者は、権利集中管理機構にしかるべき許諾料を支払って許諾を得れば、適法に利用できる環境にあります。しかし、レコード製作者は、排他的権利が付与されている送信可能化権についてすら、「そこに許諾料を支払って許諾を得れば適法に利用できる」という権利集中管理機構が整備されていません。このような現状のもとでレコード製作者に放送権、有線放送権を付与した場合には、しかるべき許諾料を支払うから利用許諾をして欲しいとの放送事業者等の申入れをレコード製作者が聞き入れず、結果的に、放送等において市販の音楽CDに収録されている楽曲を自由に(しかし有料で)利用することができなくなる虞があります。従いまして、(24)には反対します。

その他、(19)(20)(21)(27)も、「そこに許諾料を支払って許諾を得れば適法に利用できる」といえるだけの権利集中処理機構がないのに禁止権を求めているものであるといえ、とうてい賛同できるものではありません。

(30)はデジタル放送における「スクランブル」を著作権法上の「技術的保護手段」に加えよというものです。我が国の法体系のもとでは、この種のアクセスコントロールは不正競争防止法にて対処することとしておりますので、(30)には賛成できません。

(31)は、「アクセス権」に関するものです。著作権法を、現行法のような著作物の拡布行為禁止権中止の法体系から、知覚行為禁止権中心の法体系に転換することは、著作権法の基本的な考え方を、「競合他社規制法」から「エンドユーザー規制法」へと転換するものであります。そして、それは、「いつ誰が誰と何を鑑賞したのか」という事実を権利者が把握することを公的に許可することによって初めて成り立つところ、それは、悪法が保障する思想・良心の自由を踏みにじる事象ともなりかねません。よって、私は、(31)には反対します。

(34)については、「出版物を複製する」(送信可能化する云々も同様)がどの範囲のことを指すのかわからないのですが、それが出版物に含まれる文章その他のコンテンツを別のレイアウトで複製、送信可能化等する行為をも禁止する趣旨を含むのであれば反対します。コンテンツの創作者としては、著作隣接権者としての出版権者が倒産し、あるいは当該コンテンツを絶版とし、あるいは何らかの理由(例えば作家と仲違いした等)で一切の利用を禁止することとした場合に、自己の創作したコンテンツを公衆に提示、提供し続けることができなくなるからです。

また、著作隣接権者としての出版権者に貸与権を付与することにも反対です。正規に購入した商品に公衆に貸与することは自由であるべきであり、出版社が当該商品(書籍)に経済的リスクを負っているということは、他の工業製品の製造者と全く同じ立場に立たされているだけであって、上記正規に購入した商品を公衆に貸与する自由を制約する理由にはならないからです。

3. 著作隣接権

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(23) 写真の著作物における実演家の肖像の利用には許諾が必要とする。

【賛否】反対します。

【理由】写真の著作物における実演家の肖像の利用についての利益配分については、写真著作者と肖像となった実演家との契約により定められる領域であるものと考えます。

(30) デジタル放送のスクランブルなど放送に係る暗号化を技術的保護手段とする。又はこれを無断で解除する行為に対する権利を付与する。

【賛否】反対します。

【理由】放送に係る暗号化であっても、複製の防止のためのものであれば、現在においても著作権法上の保護が及ぶこととなります。放送の受信行為を制限するための、いわゆる「アクセスコントロール」については著作権法上の保護が及ばないのは、放送の受信行為という、著作権法上の権利でない行為を制限する技術であるからです。

このような前提を無視して「アクセスコントロール」について一定の保護制度を設けるのは、著作権制度の根幹を揺るがしかねないものと考えます。もし必要性等があるのでしたら、それは別個の制度によるべきです。

(31) 「アクセス権」の創設の可否・必要性について検討を進めてほしい。

【賛否】「否定する方向で検討する」という条件付きで賛成します。

【理由】著作権制度の本来の趣旨は、その沿革からみて、何らかの事業に係る事業者間の利益配分の方法を定めることにあるものと思われます。アクセス権は、事業者間の利益配分という発想から出されたものではなく、利用者からの利益徴収のための制度という発想からのものと見受けられます。

平成 16 年 10 月 21 日

アクセスのような受動的行為は、そこから利益が生み出される行為ではありませんから、本来は著作権による権利行使の対象とはなるべきものとは考えられないところ、ドイツにおける複製機器への課徴金制度の議論のあたりから、利用者からの課金という発想に転換してきたものと考えられます。

このため、事業者間の利益配分のための制度という著作権制度の本来的趣旨に立ち返るためにも、「アクセス権」の創設には否定的であるべきで、この論争の終結のためにも、早急に否定的な結論を出すべく、議論がなされることを期待します。

(34) 出版者に対する著作隣接権の付与

【賛否】 反対します。

【理由】 出版者に著作隣接権を付与するのであれば、複写行為による出版者の損失の実態明確になる必要があると思いますが、その実態が明確になっていないとは思えません。国際的にもこのような制度を設けている国が少ないことから、権利として確立しているものとは言えないと思います。

それに、出版契約等により同様の効果を得ることも可能ですし、現に諸外国ではこのような慣行が通例ですから、このような権利の新設をしなくても、現状で十分対応できるのではないかと考えます。また、「当事者間協議」が停滞状態と聞いておりますが、このように、国内的なコンセンサスが整っていないのではないかと考えられます。

さらに、出版行為と他の複写行為との差が不分明になっている状況で、出版行為についての みこのような権利を認める理由に乏しいのではないかと思います。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

「著作権法改正要望事項について【3. 著作隣接権 関連】」

氏名	[REDACTED]
住所	[REDACTED]

分類No.	意見
(20)	新たに実演家に権利を創設することは、一方的に有線放送事業者に義務を負わせることになり反対である。 (従前の枠組みを変更しなければならない理由はない。)
(23)	著作権法では、著作物とそれを伝達するメディアの権利について扱うべきであり、実演家の肖像問題以前の問題として、肖像権を著作権法で扱うことに反対である。 (実演の保護とは著作権法の議論になじむが、実演家の肖像の保護は別の問題であると考える。)
(29)	以下の理由により当該事項の改正を要望しません。 ① 有線放送を再優先放送するという具体的ケースが不明であること。 ② 「再〇〇権」「再々〇〇権」・・・では切りが無いと考える。 本要望については権利の重畳に他ならず、法改正に該当する要件とは思いません。なお、本要望で指摘されている範囲は、当然のごとく原放送事業者の権利が働くものと理解しており、現行法の範囲で充分であると考えます。
(30)	本要望で指摘されている事項はアナログ放送にも甚大な被害が発生しており、可及的速やかに法改正を望むものである。不正競争防止法、著作権法の両法でも明確な規制が及ばない現状は、極めて遺憾である。

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房 著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望について 【3. 関連】

- (1) 氏名 (職業): XXXXXXXXXX
 (2) 住所及び電話番号: XXXXXXXXXX
 (3) 意見:

3. 著作隣接権 (34) について

出版社に著作隣接権 (いわゆる版面権) を付与する必要は、特に認められない。理由は、以下の通りである。

出版物の違法複製などに対しては、従来通りの著作権に基づいた対応が可能であるはずである。また著作権保護期間が終了したものは、誰もが自由に利用していいのだから、その複製に関して文句をつける理由はないし、そのような出版物では出版者自体、著作者に印税等を払う必要がないのだから、いってみればお互い様であろう。

デジタル技術とネットワークの発展により、著作物の伝達に関して、出版社の重要性は従来より低くなってきたと考えられる。デジタル時代において、文字情報 (テキスト) そのものが重要であり、版面そのものにそれほど価値があるとは考えにくくなってきている。またデジタル技術の進歩により、編集コストは下がっているはずである。いってみれば出版物の作成という行為が一般的になりつつあり、専門的業者にしかできない行為ではなくなりつつある。そのような時代に、新たに版面権を付与することは、むしろ時代に逆行している。

ただし新作・新人の発掘等、出版者にしかできないこともまだ多く残っている。出版者は、そのような分野に自らの価値を見出すべきであろう。

以上

【3. 著作隣接権 について】

意見 (26) ~ (33) について

慎重に検討して頂きたい。

(30) のデジタル時代の著作権保護については特にこの側面
の不利益とリスクが大きいのので特に慎重に。

